

林ひろみ基金（若手劇団ハコ代助成）募集要項

2024年11月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

横浜市に居住し、演劇や音楽を愛した故・林ひろみ氏の遺産を活用し、若手役者の活躍の場となる演劇活動を奨励し助成することによって、今後の演劇界を担う若手劇団・役者を育成するとともに、演劇文化の振興に寄与しようとするものです。

助成額

1件あたり **50万円**以内 申請は1団体につき1件まで

助成件数

20件程度

募集期間

2024年11月1日(金)～2025年1月30日(木)（※Googleフォームにて受付 **17：00締切**）

助成対象

（1）助成対象団体

日本国内を拠点とする劇団（法人格は不問）で1年以上の活動実績及び公演実績があること

例：NPO法人、一般社団法人、演劇サークル、市民劇団等

※助成金の受給には団体名義の口座が必要です。

（2）助成対象事業 以下のすべてに該当すること

- ① 神奈川県内の劇場等で実施する公演であること
屋外・屋内・会場の規模は問いません。
- ② 演劇（一般劇・現代演劇、ミュージカル）の公演であること
※伝統芸能（歌舞伎、能、狂言、文楽、落語等）は対象外です。
- ③ 若手（18歳以上35歳以下）の役者が主演または出演し、若手役者の活躍・育成の場となること
公演出演者の半数程度が若手役者であることを条件とします。
- ④ 一般市民に向けた有料公演であること
- ⑤ 文化・芸術として相応の基準が認められるもの

≪助成対象とならない事業≫

- ・一般市民の観劇、鑑賞機会が認められないもの
- ・文化・芸術として相応の基準が認められないものあるいは明確でないもの
例）習い事、教室等の発表会
- ・予算上、資金不足の生じない黒字の公演

(3) 助成対象期間 2025年4月1日～2026年3月31日

(4) 対象経費

公演の会場費（施設利用料及び付帯設備費）

- ・公演及び公演会場で実施するリハーサル・準備のための会場費が対象です。
- ・劇団及び関連団体が所有する会場は助成対象とはなりません。
- ・他団体の助成金、補助金との併用は可能ですが、同経費（会場費）への重複受給は認められません。他資金を受給する場合は、申請及び事業報告にて内容を申告してください。

応募方法

応募フォーム（ <https://forms.gle/uDKeUqUKLratHdw69> ）に下記書類を添付し、ご応募ください。

※応募には、Googleアカウントが必要となりますので、事前にご用意ください。

① 会場費見積書（会場から徴収した見積書）

一式とせずに、日程や費用の内訳がわかるものを提出してください。

② 公演資料（チラシ、企画書等）

公演日時、演目、ストーリー、劇場、客数、料金をわかるものを提出してください。

③ 公演出演者一覧、公演予算書、公演・活動実績

様式を公益推進協会HP（ <https://kosuikyo.com/> →募集中のマイ基金→助成金 ）からダウンロードしてください。提出はExcel形式を推奨します。

④ 団体の会則または規約

⑤ 前年度の決算書または会計報告書

承認済みの最新版を提出してください。

⑥ これまでの劇団の公演に関する資料（チラシ）

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。

あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考及び結果通知

(1) 選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

(2) 結果通知

2025年3月下旬を目途に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

必ず団体名義の口座を用意してください。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する**広報物**（チラシ・パンフレット・ホームページ・SNS等）に、「**公益財団法人公益推進協会 林ひろみ基金による助成事業**」であることを明記してください。
- ・当財団による公演取材が入る場合があります。その際にご協力をお願いします。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類をGoogleフォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）
 - ③ 対象経費（会場費）の領収書
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

・**助成対象事業の内容を変更するとき**

- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋6-7-9 新橋アイランドビル2階

公益財団法人公益推進協会 林ひろみ基金（若手劇団ハコ代助成）担当

E-mail : info@kosuikyo.com

（件名は「【問合せ】林ひろみ基金_団体名」とし、メールにて問い合わせてください）

